

令和3年第2回東浦町議会臨時会議案

令和3年5月14日提出

目 次

同意第1号	監査委員の選任について	1
同意第2号	監査委員の選任について	2
報告第3号	損害賠償の額の決定及び和解について	3
承認第3号	東浦町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて	5
承認第4号	東浦町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて	23
承認第5号	令和3年度東浦町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて	別添

同意第1号

監査委員の選任について

次の者を令和3年5月24日から監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和3年5月14日提出

東浦町長 神谷明彦

阿知波 清三

東浦町大字森岡 昭和22年生

提案理由

監査委員阿知波清三の任期が、令和3年5月23日をもって満了となることに伴い、次期委員を選任するため提案するものである。

同意第2号

監査委員の選任について

次の者を令和3年5月14日から監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和3年5月14日提出

東浦町長 神谷明彦

鏡味昭史

東浦町大字生路 昭和31年生

提案理由

監査委員米村佳代子が、令和3年5月13日付けで退職したことに伴い、次期委員を選任するため提案するものである。

報告第3号

損害賠償の額の決定及び和解について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年5月14日提出

東浦町長 神谷明彦

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年4月7日

東浦町長 神谷明彦

損害賠償の額の決定及び和解について
公用車運転時の過失による物損事故について、下記のとおり損害賠償の額を決定し、及び和解するものとする。

記

1 事故の概要

令和3年2月8日（月）午後1時15分頃、職員が町道藤江201号線において公用車を駐車しようとして後進させたところ、当該公用車の左前部がポールに接触し、当該ポールが破損した。

2 損害賠償の額

48,477円

	東浦町	相手方
損害額	62,148円	48,477円
過失割合	100%	0%
賠償額	48,477円	0円

3 和解の内容

町は、相手方に対して、48,477円を支払うこととする。

承認第3号

東浦町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年5月14日提出

東浦町長 神谷明彦

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり
専決処分する。

令和 3 年 3 月 31 日

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町税条例の一部を改正する条例
 東浦町税条例（昭和 29 年東浦町条例第 48 号）の一部を次のように改正する。
 次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p>（個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書）</p> <p>第 35 条の 3 の 2 略</p> <p>2 及び 3 略</p> <p>4 給与所得者は、第 1 項及び第 2 項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が<u>令第 48 条の 9 の 7 の 2 において準用する令第 8 条の 2 の 2 に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第 4 項及び第 51 条の 9 第 3 項において同じ。）により提供することができる。</u></p> <p>5 略</p>	<p>（個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書）</p> <p>第 35 条の 3 の 2 略</p> <p>2 及び 3 略</p> <p>4 給与所得者は、第 1 項及び第 2 項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が<u>所得税法第 198 条第 2 項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第 4 項において同じ。）により提供することができる。</u></p> <p>5 略</p>
<p>（個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書）</p> <p>第 35 条の 3 の 3 略</p> <p>2 及び 3 略</p> <p>4 公的年金等受給者は、第 1 項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が<u>令第 48 条の 9 の 7 の 3 において準用する令第 8 条の 2 の 2 に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</u></p> <p>5 略</p>	<p>（個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書）</p> <p>第 35 条の 3 の 3 略</p> <p>2 及び 3 略</p> <p>4 公的年金等受給者は、第 1 項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が<u>所得税法第 203 条の 6 第 6 項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</u></p> <p>5 略</p>

(特別徴収税額)

第 51 条の 8 第 51 条の 7 の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる税額とする。

- (1) 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第 1 項の規定による申告書（以下この条、次条第 2 項及び第 3 項並びに第 51 条の 10 第 1 項において「退職所得申告書」という。）に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの（次号及び次条第 1 項において「支払済みの他の退職手当等」という。）がない旨の記載がある場合 その支払う退職手当等の金額について第 51 条の 3 及び第 51 条の 4 の規定を適用して計算した税額

(2) 略

2 略

(退職所得申告書)

第 51 条の 9 略

2 略

3 第 1 項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が令第 48 条の 18 において準用する令第 8 条の 2 の 2 に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

4 前項の規定の適用がある場合における第 2 項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、

(特別徴収税額)

第 51 条の 8 第 51 条の 7 の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる税額とする。

- (1) 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第 1 項の規定による申告書（以下本条、次条第 2 項及び第 51 条の 10 第 1 項において「退職所得申告書」という。）に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの（次号及び次条第 1 項において「支払済みの他の退職手当等」という。）がない旨の記載がある場合 その支払う退職手当等の金額について第 51 条の 3 及び第 51 条の 4 の規定を適用して計算した税額

(2) 略

2 略

(退職所得申告書)

第 51 条の 9 略

2 略

「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

(環境性能割の税率)

第74条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項 (同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1

(2) 法第451条第2項 (同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) 略

附 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 略

2 略

3 法附則第15条第16項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第16項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1)とする。

4 法附則第15条第23項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

5 法附則第15条第24項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

(環境性能割の税率)

第74条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項 (同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1

(2) 法第451条第2項 (同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) 略

附 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 略

2 略

3 法附則第15条第8項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

4 法附則第15条第19項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第19項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1)とする。

5 法附則第15条第26項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

6 法附則第15条第27項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

6 法附則第 15 条第 24 項第 2 号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

7 法附則第 15 条第 24 項第 3 号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

8 法附則第 15 条第 25 項第 1 号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

9 法附則第 15 条第 25 項第 2 号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

10 法附則第 15 条第 27 項第 1 号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

11 法附則第 15 条第 27 項第 1 号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

12 法附則第 15 条第 27 項第 1 号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

13 法附則第 15 条第 27 項第 1 号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

14 法附則第 15 条第 27 項第 2 号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

15 法附則第 15 条第 27 項第 2 号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

16 法附則第 15 条第 27 項第 2 号ハに規定する設備について同号に規定する市

7 法附則第 15 条第 27 項第 2 号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

8 法附則第 15 条第 27 項第 3 号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

9 法附則第 15 条第 28 項第 1 号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

10 法附則第 15 条第 28 項第 2 号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

11 法附則第 15 条第 30 項第 1 号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

12 法附則第 15 条第 30 項第 1 号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

13 法附則第 15 条第 30 項第 1 号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

14 法附則第 15 条第 30 項第 1 号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

15 法附則第 15 条第 30 項第 2 号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

16 法附則第 15 条第 30 項第 2 号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

17 法附則第 15 条第 30 項第 2 号ハに規定する設備について同号に規定する市

<p>町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p><u>17 法附則第 15 条第 27 項第 3 号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p><u>18 法附則第 15 条第 27 項第 3 号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p><u>19 法附則第 15 条第 27 項第 3 号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p><u>20 法附則第 15 条第 30 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p><u>21 法附則第 15 条第 34 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p><u>22 法附則第 15 条第 35 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p><u>23 法附則第 15 条第 42 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p><u>24 略</u></p> <p><u>25 略</u> (土地に対して課する<u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)</p> <p>第11条 略 (令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例)</p> <p>第11条の2 町の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有</p>	<p>町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p><u>18 法附則第 15 条第 30 項第 3 号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p><u>19 法附則第 15 条第 30 項第 3 号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p><u>20 法附則第 15 条第 30 項第 3 号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p><u>21 法附則第 15 条第 34 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p><u>22 法附則第 15 条第 38 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p><u>23 法附則第 15 条第 39 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p><u>24 法附則第 15 条第 41 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は0とする。</p> <p><u>25 法附則第 15 条第 47 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p><u>26 略</u></p> <p><u>27 略</u> (土地に対して課する<u>平成30年度から平成32年度</u>までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)</p> <p>第11条 略 (平成31年度又は平成32年度における土地の価格の特例)</p> <p>第11条の2 町の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有</p>
--	--

すると認められる地域において地価が下落し、かつ、町長が土地の修正前の価格（法附則第 17 条の 2 第 1 項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第 57 条の 2 の規定にかかわらず、令和 4 年度分又は令和 5 年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第 17 条の 2 第 1 項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第 17 条の 2 第 2 項に規定する令和 4 年度適用土地又は令和 4 年度類似適用土地であつて、令和 5 年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第 57 条の 2 の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第 17 条の 2 第 2 項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

（宅地等に対して課する令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第 12 条 宅地等に係る令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 の 2 の規定の適用を受ける宅地等で

すると認められる地域において地価が下落し、かつ、町長が土地の修正前の価格（法附則第 17 条の 2 第 1 項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第 57 条の 2 の規定にかかわらず、平成 31 年度分又は平成 32 年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第 17 条の 2 第 1 項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第 17 条の 2 第 2 項に規定する平成 31 年度適用土地又は平成 31 年度類似適用土地であつて、平成 32 年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第 57 条の 2 の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第 17 条の 2 第 2 項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

（宅地等に対して課する平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第 12 条 宅地等に係る平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 の 2 の規定の適用を受ける宅地等

あるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準

であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産

となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則

税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則

第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税の特例)

第 12 条の 2 地方税法等の一部を改正する法律(令和 3 年法律第 7 号)附則第 14 条第 1 項の規定に基づき、令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第 18 条の 3(法附則第 21 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

(農地に対して課する令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第 13 条 農地に係る令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額(令和 3 年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)を当該農地に係る当該

第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税の特例)

第 12 条の 2 地方税法等の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 3 号)附則第 22 条第 1 項の規定に基づき、平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第 18 条の 3(法附則第 21 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

(農地に対して課する平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第 13 条 農地に係る平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定

年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

表 略

（特別土地保有税の課税の特例）

第 15 条 附則第 12 条第 1 項から第 5 項までの規定の適用がある宅地等（附則第 11 条第 2 号に掲げる宅地等をいうものとし、法第 349 条の 3、第 349 条の 3 の 2 又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の特別土地保有税については、第 123 条第 1 号及び第 130 条中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第 12 条第 1 項から第 5 項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第 11 条の 5 第 1 項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成 18 年 1 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第 123 条第 2 号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第 11 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に 2 分の 1 を乗じて得た額」とし、「令第 54 条の 38 第 1 項に規定する価格」とあるのは「令第 54 条の 38 第 1 項に規定する価格（法附則第 11 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に 2 分の 1 を乗じて得た額」とする。

資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

表 略

（特別土地保有税の課税の特例）

第 15 条 附則第 12 条第 1 項から第 5 項までの規定の適用がある宅地等（附則第 11 条第 2 号に掲げる宅地等をいうものとし、法第 349 条の 3、第 349 条の 3 の 2 又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分の特別土地保有税については、第 123 条第 1 号及び第 130 条中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第 12 条第 1 項から第 5 項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第 11 条の 5 第 1 項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成 18 年 1 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第 123 条第 2 号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第 11 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に 2 分の 1 を乗じて得た額」とし、「令第 54 条の 38 第 1 項に規定する価格」とあるのは「令第 54 条の 38 第 1 項に規定する価格（法附則第 11 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に 2 分の 1 を乗じて得た額」とする。

3から5まで 略

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間(附則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第73条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2の2 略

2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車(法第446条第1項(同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。))又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。))の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

3及び4 略

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車(法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第8項までにおいて「初回車両番号指定」という。))を受けた月から起算して14年を経

3から5まで 略

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間(附則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第73条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2の2 略

2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車(法第446条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。))又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。))の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

3及び4 略

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車(法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第5項までにおいて「初回車両番号指定」という。))を受けた月から起算して14年を経

過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第75条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 略

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第75条の規定の適用については、当該軽自動車^{が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の}軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 略

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この条において「ガソリン軽自動車」という。)のうち3輪以上のものに対する第75条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車^{が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の}軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第75条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 略

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第75条の規定の適用については、当該軽自動車^{が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の}軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車^{が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の}軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 略

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)のうち3輪以上のものに対する第75条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車^{が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の}軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車^{が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の}軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同

表 略

4 法附則第 30 条第 4 項第 1 号及び第 2 号に掲げるガソリン軽自動車のうち 3 輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第 75 条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 3 年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 略

5 略

6 法附則第 30 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第 75 条の規定の適用については、当該軽自動車が令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 5 年度分の軽自動車税の種別割に限り、第 2 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第 30 条第 7 項の規定の適用を受ける 3 輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第

表の右欄に掲げる字句とする。

表 略

4 法附則第 30 条第 4 項第 1 号及び第 2 号に掲げるガソリン軽自動車のうち 3 輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第 75 条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 2 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 3 年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 略

5 略

75 条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第75条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第16条の2 町長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第8項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第16条の2 町長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第5項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に

<p>基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2及び3 略</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別控除の特例)</p> <p>第25条 略</p> <p><u>2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「平成45年度」とあるのは「令和17年度」と、「平成33年」とあるのは「令和4年」とする。</u></p>	<p>基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2及び3 略</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別控除の特例)</p> <p>第25条 略</p>
--	--

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(町民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の東浦町税条例（以下「新条例」という。）第35条の3の2第4項の規定は、この条例の施行の日（以下この条及び附則第4条第1項において「施行日」という。）以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行ったこの条例による改正前の東浦町税条例（次項において「旧条例」という。）第35条の3の2第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

2 新条例第35条の3の3第4項の規定は、施行日以後に行う新条例第35条の3の2第4項に規定する電磁的方法による新条例第35条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第35条の3の2第4項に規定する電磁的方法による旧条例第35条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第8項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日から令和3年3月31

日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に旧法附則第 15 条第 41 項に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条第 41 項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条第 41 項に規定する機械装置等（以下この項において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同条第 41 項に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第 41 項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第 4 条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された 3 輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された 3 輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和 3 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和 2 年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

承認第4号

東浦町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求める
ことについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年5月14日提出

東浦町長 神谷明彦

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり
専決処分する。

令和 3 年 3 月 31 日

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町都市計画税条例の一部を改正する条例
 東浦町都市計画税条例（昭和 49 年東浦町条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の附則を改正後の欄の附則に改める。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1 略 （<u>法附則第 15 条第 16 項</u>の条例で定める割合）</p> <p>2 <u>法附則第 15 条第 16 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は 5 分の 3（都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 2 条第 5 項に規定する特定都市再生緊急整備地域における<u>法附則第 15 条第 16 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1）とする。 （<u>法附則第 15 条第 34 項</u>の条例で定める割合）</p> <p>3 <u>法附則第 15 条第 34 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。 （<u>法附則第 15 条第 35 項</u>の条例で定める割合）</p> <p>4 <u>法附則第 15 条第 35 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。 （<u>法附則第 15 条第 42 項</u>の条例で定める割合）</p> <p>5 <u>法附則第 15 条第 42 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。</p> <p>6 略 （宅地等に対して課する<u>令和 3 年度から令和 5 年度</u>までの各年度分の都市計画税の特例）</p> <p>7 宅地等に係る<u>令和 3 年度から令和 5 年度</u>までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市</p>	<p>附 則</p> <p>1 略 （<u>法附則第 15 条第 19 項</u>の条例で定める割合）</p> <p>2 <u>法附則第 15 条第 19 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は 5 分の 3（都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 2 条第 5 項に規定する特定都市再生緊急整備地域における<u>法附則第 15 条第 19 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1）とする。 （<u>法附則第 15 条第 38 項</u>の条例で定める割合）</p> <p>3 <u>法附則第 15 条第 38 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。 （<u>法附則第 15 条第 39 項</u>の条例で定める割合）</p> <p>4 <u>法附則第 15 条第 39 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。 （<u>法附則第 15 条第 47 項</u>の条例で定める割合）</p> <p>5 <u>法附則第 15 条第 47 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。</p> <p>6 略 （宅地等に対して課する<u>平成 30 年度から令和 2 年度</u>までの各年度分の都市計画税の特例）</p> <p>7 宅地等に係る<u>平成 30 年度から令和 2 年度</u>までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市</p>

計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

8 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、

計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

8 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超え

前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

9 附則第7項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第7項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

10 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第7項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。

11 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係

る場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

9 附則第7項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第7項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

10 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第7項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。

11 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係

る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第7項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。

（農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例）

- 12 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画

る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第7項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。

（農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例）

- 12 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

税額」という。)を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

表 略

13 から 15 まで 略

(読替規定)

16 法附則第 15 条第 1 項、第 10 項、第 15 項から第 19 項まで、第 21 項、第 22 項、第 26 項、第 29 項、第 33 項から第 35 項まで、第 37 項から第 39 項まで、第 42 項若しくは第 43 項、第 15 条の 2 第 2 項、第 15 条の 3 又は第 63 条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 2 条第 2 項中「又は第 33 項」とあるのは「若しくは第 33 項又は附則第 15 条から第 15 条の 3 まで若しくは第 63 条」とする。

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する都市計画税の特例)

17 地方税法等の一部を改正する法律(令和 3 年法律第 7 号)附則第 14 条第 1 項の規定に基づき、令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第 25 条の 3 (法附則第 27 条の 4 の 2 第 2 項において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

表 略

13 から 15 まで 略

(読替規定)

16 法附則第 15 条第 1 項、第 13 項、第 18 項から第 22 項まで、第 24 項、第 25 項、第 29 項、第 33 項、第 37 項から第 39 項まで、第 42 項から第 44 項まで、第 47 項若しくは第 48 項、第 15 条の 2 第 2 項、第 15 条の 3 又は第 63 条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 2 条第 2 項中「又は第 33 項」とあるのは「若しくは第 33 項又は附則第 15 条から第 15 条の 3 まで若しくは第 63 条」とする。

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する都市計画税の特例)

17 地方税法等の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 3 号)附則第 22 条第 1 項の規定に基づき、平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第 25 条の 3 (法附則第 27 条の 4 の 2 第 2 項において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

附 則

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東浦町都市計画税条例の規定は、令和 3 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 2 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。